

学会誌編集規程

(学会誌の目的)

第1条 学会誌『地方自治研究』(以下「本誌」という。)は、本会の規約第2条に規定する目的に基づき、地方自治に関する理論、政策等の研究成果を公表することを目的とする。

(編集委員会の構成)

第2条 編集委員会は、会長を委員長とし、副会長、ほか6名の委員によって構成する。

2 会長及び副会長以外の委員は、常任理事会の承認を経て、会員のうちから会長が委嘱する。

3 編集委員の任期は3年とし、重任を妨げない。

(投稿資格)

第3条 本誌への投稿者は、原則として会員とする。ただし、編集委員会が依頼したときは、この限りではない。

(発行回数)

第4条 本誌は、原則として年2回発行する。

(投稿要領)

第5条 原稿の締切日及び送信先は、そのつど編集委員会が決定し、会員に通知する。

(掲載原稿の種類及び作成方法)

第6条 本誌に掲載される原稿の種類、字数制限、作成方法等については、別に定める投稿細則による。

(査読制度)

第7条 投稿された原稿の掲載の採否は、査読委員の審査結果に基づき、編集委員会が決定する。

2 論文の審査は、次の各号に掲げる基準による。

(1) 新規性：先行研究にはない、著者独自の考えに基づくものであること。

(2) 有用性：学問及び地方自治の発展に貢献するものであること。

(3) 正確性：内容に誤りがなく、かつ適切に表現されていること。

(4) 完成度：研究目的を十分に達成していること。

3 論文以外の原稿の審査は、前項の規定を準用する。

4 研究論文を本誌に掲載するときは、査読を経ていることを掲載原稿ごとに頭書きする。

5 査読の手続については、別に定める論文査読細則による。

(掲載原稿の著作権の帰属)

第8条 本誌に掲載された原稿の複製権及び公衆送信権を含む著作権は、本会に帰属する。ただし、前述の原稿を著者自身が出典を明記して利用することは妨げない。

(附則)

この規程は、2020年9月27日から施行する。

(附則)

この規程は、2022 年 10 月 3 日から施行する。